

オートオークション代行サービス利用約款

この約款は、ジェイオートサービスによるオートオークション代行サービスをご利用いただくすべての購入者（以下「本約款第3条に規定される者」）及び販売者（本約款第3条に規定される者）の皆様に適用される約款です。ただし、購入者が当社ローンの方で取引決済を行う場合、別途、当社が定める割賦販売条件が本約款に優先するものとします。

第1条（目的）

1. オートオークション代行サービス利用約款（以下「本約款」といいます。）は、ジェイオートサービス（以下「当社」といいます。）が提供するオートオークション代行サービス、ローン残債お立て替えサービス及びこれらに関連したサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用について定めます。
2. すべての購入者及び出品者は、本約款およびそれに準ずる取引案内を誠実に遵守するものとします。
3. 本約款は、本サービスの利用に関して当社と購入者または出品者との間に発生する一切の権利義務関係に適用します。

第2条（本約款の変更）

1. 当社は、本約款を随時変更することができ、購入者及び出品者は、本約款が当社の任意で変更されることを予め承諾するものとします。
2. 変更後の約款については、当社が別途定める場合を除き、当社ウェブサイトに表示した時点、または各購入者または出展者に E メール等の合理的な方法にて発信した時点のいずれか先行する時点より効力を生じるものとします。

第3条（定義）

1. 「購入者」とは、当社が運営する本サービスに関する Web ページ (<http://auto-auction-daikou.tokyo/> 以下「当社 HP」といいます。) から、落札代行サービスを申し込んだ者のことをいいます。
2. 「販売者」とは、当社 HP から、出品代行サービスを申し込んだ者のことをいいます。
3. 「オートオークション」とは、中古自動車を対象とした業者専用の会員制オークションであり、当社がサービスとして代行するオークションのことをいいます。

第4条（購入申込み）

1. 本サービスにおいて、車両の購入者は、以下の各項に定める手続きを行うことによって、落札代行サービスの提供を受けるものとします。
2. 購入者は、当社 HP の所定の方法により、本約款を十分に理解してその内容に同意した

上で、購入代行（落札代行）お申込みフォームに必要事項を入力後、申込みを確定するボタンをクリックして入力情報を送信するものとします。

3. 購入者は、お申込みフォームに入力するほか、当社が指定する方法で、購入希望の車両の購入予算、車種、形式、年式、色、走行距離、オプションなどの希望（以下「希望スペック」という。）を当社に伝えることができます。
4. 購入者は、当社から指定する日時までに、本サービス利用料として、5万円及びこれに対する消費税相当額を、別途、当社が指定する銀行預金口座に振り込む方法により、当社に支払うものとします。なお、振込手数料は、購入者の負担とします。
5. 前項の本サービス利用料の振込みが当社の銀行預金口座に着金した時点で、当社と購入者との間での本サービスの取引契約が成立するものとします。
6. 購入者が、当社ローンの方法で、取引決済を行う場合、別途、当社が定める割賦販売条件を十分に理解してその内容に合意した上で購入申込みするものとする。

第5条（販売申込み）

1. 本サービスにおいて、車両の販売者は、以下の各項に定める手続きを行うことによって、出品サービスの提供を受けるものとします。
2. 販売者は、当社 HP の所定の方法により、本約款を十分に理解してその内容に同意した上で、販売代行（出品代行）お申込みフォームに必要事項を入力後、申込みを確定するボタンをクリックして入力情報を送信するものとします。
3. 販売者は、お申込みフォームに入力した情報を送信することで、販売希望の車両の販売価格（以下「販売希望価格」という。）を当社に伝えるものとします。ただし、当社からの問合せや車両の現状確認等により販売希望価格を変更する場合は、当該問合せまたは現状確認の後に確定された価格を販売希望価格とします。
4. 販売者は、当社と協議した方法で、販売希望の車両を当社に引き渡すものとします。なお、協議の結果、車両の移送を第三者に委託する場合、当該車両が当社の管理する場所に到着した時点で引き渡しがなされたものとします。
5. 販売者は、当社との間で特段の合意をする場合を除き、当社から指定する日時までに、本サービス利用料として、5万円及びこれに対する消費税相当額を、別途、当社が指定する銀行預金口座に振り込む方法により、当社に支払うものとします。なお、振込手数料は、購入者の負担とします。
6. 車両の引き渡しがなされ、かつ、前項の本サービス利用料が当社の銀行預金口座に着金した時点で、当社と販売者との間での本サービスの取引契約が成立するものとします。

第6条（表明および保証）

購入者及び販売者は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号すべてを満たしていることを表明し、本約款に基づく取引が継続している期間は、当該状況が継続していることを保

証するものとします。

1. 民法の定めによる未成年者ではないこと。
2. 日本語を理解し、読み書きできること。
4. 事理弁識能力を有し、本サービスおよび本約款の内容を理解できること。
5. 自己または自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下これらを「反社会的勢力」という。）としての活動、交流、資本関係または資金の提供をしていないこと。
6. 反社会的勢力を役員または従業員として雇用していないこと、及び反社会的勢力に自己の名義を利用させること、反社会的勢力が経営に実質的に支配していると認められる関係を有していないこと。
8. 本約款について遵守することを承諾していること。
9. 不正なキャンセル、返金・返品依頼行為を行うものでないこと。
11. 過去に当社との取引においてトラブルなどを起こしていないこと。
12. 礼節をわきまえたコミュニケーションをはかれること。
13. 本サービスを利用するに際して当社に届ける氏名、住所、電話番号、Eメールアドレスその他の内容に偽りがなくないこと。
14. その他当社が本サービスを利用するのに不相当と認める者でないこと。

第7条（届出情報の変更）

1. 購入者及び販売者は自らの氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、その他当社に届けている情報に変更が生じた場合には、直ちに当社までEメールにて連絡するものとします。
2. 当社は、購入者及び販売者が第1項に定める届出内容の変更を行わない、または、当社に届け出た内容に不備もしくは虚偽があった等の理由により生じた不利益に対して、その一切の責任を負わないものとします。

第8条（取引決済）

1. 当社が購入者の希望スペックを満たした車両を落札した場合、購入者は、当社が落札の連絡をした日から1週間以内に、当社からの指示にしたがって、車両価格、自動車税、リサイクル券購入費、整備費用、車庫証明費用、登録費用、落札料、陸送代等の金員を、当社が指定する銀行預金口座に振り込む方法により支払うものとします。なお、振込手数料は、販売者の負担とします。
2. 前項の振込みによる金員が当社の原稿預金口座に着金した後、当社は、購入者に対し、落札した車両を引き渡すものとします。
3. 購入者が当社ローンの方法で取引決済を行う場合、別途、当社が定める割賦販売条件に従って、取引決済がなされるものとします。

4. 当社が販売者の販売希望価格で車両を売却した場合、当社は、当社が売却の連絡をした日から1週間以内に、売却価格から、出品料・成約料、陸送代等（本サービス利用料が後払いの場合は当該利用料も含まれます。）の金員を控除した額を、販売者が指定する銀行預金口座に振り込む方法で精算するものとします。なお、振込手数料は当社の負担とします。

第9条（キャンセルに関して）

1. 当社は、原則として、購入者及び販売者からの返金、返品は受け付けられません。
2. 購入者及び販売者は、オートオークション開催日まで、車両の購入及び販売をキャンセルすることができます。ただし、既に支払った本サービス利用料は返金されません。
3. 前項の場合、購入者及び販売者は、当社が負担した出品料・成約料、陸送代等のほか、当社が現実に蒙った損害を賠償する責任を負います。

第10条（免責事項）

1. 当社は、本サービスの提供を通じて、オートオークションの手続きの代行をするものであり、オークションの対象となった中古自動車の売買契約につき、契約当事者としての一切の責任を負いません。ただし、購入者が当社ローンの方で取引決済を行う場合は、別途、当社が定める割賦販売条件によることとします。
2. 当社は、本サービスの提供を通じて購入した中古自動車を購入者に現状有姿のまま引き渡すものとし、落札後に判明した瑕疵・故障については一切の責任を負いません。
3. オートオークション開催当日及びそれ以降のキャンセルがあった場合、当社は、オークション結果に伴う権利義務関係の変動につき、一切の責任を負いません。

第11条（個人情報取扱、機密保持）

1. 当社が購入者及び販売者から個人情報を取得する目的は特段の表示がない限り次のとおりであり、購入者及び販売者は利用目的について同意するものとします。
 - (ア) 購入者及び販売者の本人確認および各種連絡事項等本サービスの提供のため。
 - (イ) 当社の業務遂行および当社のサービス向上の目的のためにマーケティングデータとして使用するため。
 - (ウ) 本サービス及びこれに付随する当社の提供するサービスに関する情報等の案内や広告のため。
2. 当社は、次の各号に該当する場合を除き、購入者及び販売者の同意なく、個人情報を第三者に開示または提供しないこととします。
 - (ア) 法令に基づく場合（個人情報の保護に関する法律第23条1項1号）。
 - (イ) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（同法第23条1項2号）。

- (ウ) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（同法第 23 条 1 項 3 号）。
 - (エ) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（同法第 23 条 1 項 4 号）。
 - (オ) 当社が前項の利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱の全部または一部を委託業者に委託する場合。
 - (カ) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合。
 - (キ) その他前項の利用目的のために必要とする場合。
 - (ク) クレジットカード決済の利用に関し、第三者利用など正当な目的に基づき、クレジットカード会社から開示請求があった場合。
 - (ケ) その他、社会通念上、個人情報の開示または提供が相当と認められる場合。
3. 本サービス全般にまたがって集計された統計情報は、個人を特定できない状態で利用・公表できるものとします。
 4. 当社は、購入者及び販売者が最後に本サービスを利用してから 10 年が経過した場合は、購入者及び販売者の個人情報を破棄または削除するものとします。ただし、購入者または販売者から本人の個人情報を破棄・削除するよう要請が入った場合を除きます。

第 12 条（損害賠償）

購入者及び販売者が本約款に違反する行為その他不誠実行為によって当社が損害を被った場合には、当該購入者または当該販売者は、当社に対し、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第 13 条（不可抗力）

当事者の合理的な管理を超える事由（天災、当局の不作为、火災、ストライキ、洪水、疫病、暴動または戦争行為等を含みますがこれらに限定されません。）による不履行の場合、いずれの当事者も、本約款に基づく契約義務の履行遅滞および履行不能について責任を負わないものとします。

第 14 条（承諾）

当社は、国税局、その他地方税事務所、または裁判所より差押命令があった場合は、命令に従い、対応します。また、警察その他行政機関より照会が入った場合は、本人への確認は行わず、行政の指示に従い、情報開示することに承諾することとします。

第 15 条（本約款の効力）

本約款のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 16 条（裁判管轄）

1. 本約款に基づく契約の準拠法は、日本法に基づき解釈されるものとします。
2. 当社と購入者または販売者との間で紛争が生じた場合には、訴額に応じ、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第 1 審の専属的な管轄裁判所とします。

ジェイオートサービス